

岩手県告示第761号

鳥獣保護区の指定（平成19年岩手県告示第738号）で告示した大槌町尺丈沢鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成29年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の大槌町尺丈沢鳥獣保護区の区域 上閉伊郡大槌町と下閉伊郡山田町の境界と国有林三陸中部森林管理署201林班と国有林三陸中部森林管理署203林班の境界との交点を起点とし、同点から上閉伊郡大槌町と下閉伊郡山田町の境界を南東に進み国有林三陸中部森林管理署201林班及び国有林三陸中部森林管理署200林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林三陸中部森林管理署201林班と民有林98林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林三陸中部森林管理署201林班と国有林三陸中部森林管理署202林班の境界との交点に至り、同点から国有林三陸中部森林管理署201林班と国有林三陸中部森林管理署202及び203林班の境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。